

技能職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第53号

技能職員の給与の特例に関する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の適用を受ける職員の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。）附則第4項の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料（以下「差額給料」という。）の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第5号に定める額の合計額（以下「給料合計額」という。）は、平成25年度においては、技能職員の給与に関する規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料合計額が技能職員の給与に関する規則別表第1（以下「技能職給料表」という。）に定める給料月額、差額給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第1号に規定する経過措置保障額の合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額を超える場合にあっては、その差額を給料合計額から減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料合計額については、この限りでない。

- (1) 技能職給料表の職務の級2級の職員（41号給以下の職員を除く。）又は3級若しくは4級の職員 100分の6
- (2) 技能職給料表の職務の級1級の職員又は2級の41号給以下の職員 100分の3

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。